

令和 年 月 日

保護者 殿

糸満市立糸満小学校
校長 屋良 朝俊
(公印省略)

出席停止について (通知)

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。期間中は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示を守り療養させて下さい。

尚、登校の際は治癒したことを医師に確認の上、治癒報告書（出席停止解除願い）を提出して下さい。

※下記の治癒報告書は、医師の診断を受けて保護者の方が記入するものです。

治癒報告書 (出席停止解除願い)

糸満市立糸満小学校
学校長 殿

年 組 氏名

	病 名	出席停止の期間の基準
1	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
2	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
6	咽頭結膜熱(アデノウィルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	その他の感染症 ()	医師において感染のおそれがないと認められるまで

1, 受診した日・医療機関名 (月 日・医療機関名)

2, 診断名 ()

3, 出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)

上記疾病について、医師の診察をうけ、登校の許可を得ましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 印